

組織運営上の改善方策を受けた取組状況

法務省ガバナンスPTにおいては、中堅職員によるワーキンググループを組織し、その提案を基に、令和3年4月22日、直ちに実行できる具体的な改善方策として、「組織運営上の改善方策①」を策定した上、令和4年3月25日、局部課等におけるその取組例について取りまとめを行った。

さらに、令和4年5月18日、「組織運営上の改善方策②」を策定したことから、局部課等におけるその取組例について、今後の取組に資するよう以下のとおり取りまとめた。

組織運営上の改善方策②を受けた取組例

1 テレワークの推進・働き方改革（①ペーパーレス化の一層の推進）

ア 法務省行政文書管理規則が令和4年3月28日に一部改正され、文書の作成・保存・管理は電子媒体によることを基本とする旨の規定（同規則12条4項、18条2項）が新設されたことを職員に周知し、その確実な履行を促す。

イ 新規に作成・取得する文書や関係資料等については、電子データにより共有フォルダに保存するなどする。

ウ 過去に作成・取得した文書等であっても、使用頻度が高いものについては、積極的に電子データ化して共有フォルダ又は電子掲示板において共有する。

エ オンライン会議では、原則として、紙による資料配布を省略し、資料をデータ共有することとする。

- 公文書監理室主催の研修や、法務総合研究所から依頼を受けた公文書管理に関する研修において、文書は電子的管理が基本となることを周知しているほか、部局内研修やグループウェアの活用により職員に周知している。（秘書課、矯正局、公安審査委員会）
- 業務上使用頻度が高い文書等については、電子掲示板等グループウェアを活用して共有を図っている。（国際課、刑事局、保護局、出入国在留管理庁）
- 出入国在留管理庁行政文書管理規則の改正を行い、文書は電子媒体により体系的に管理することを基本とし（同規則13条4項、19条2項）、これを所属職員に周知している。（出入国在留管理庁）
- 出入国在留管理庁行政文書ファイル保存要領により、具体的な共有フォルダの整理方法等を規定している。（出入国在留管理庁）
- オンライン会議参加者に対しては、メールや画面共有機能により資料をデータ共有しているほか、庁内研修において、端末を事前配布資料データの閲覧のために持ち込ませるなどしている。（刑事局、保護局、出入国在留管理庁、公安調査庁）
- 局内幹部への決裁や報告等について、グループウェアのメッセージ機能を活用するなど、オンラインによることを奨励している。（保護局）

1 テレワークの推進・働き方改革（②オンライン会議環境の整備）

会議室や打合せスペースに可動式の間仕切りを設ける、ヘッドセットを配備するなど、その業務環境に即して創意工夫しながら、ウェブ会議専用スペースを創出する。

- ・ 執務室のレイアウト変更や間仕切りを設けてスペースを確保したり、吸音機能のあるミーティングブースを設置予定であるほか、実情に応じてヘッドセット、大型モニター、防音パネル、カメラ及びマイク等の整備を進めるなど、オンライン会議のためのスペースを創出している。（全局部課）
- ・ 小規模な打合せ室等を予約制にして、オンライン会議用スペースとして利用しやすい環境を整備している。（公安調査庁）

2 人材育成（①広い視野を涵養する機会の確保）

ア 外部講師の研修等について、聴講対象者に若手職員層も含まれるようにするなど、職員が研修等を受ける機会を幅広く確保する。

イ 省内組織間人事交流対象者等に対して、その業務の性質が許す限り、多様な業務に触れる機会を与える。

- ・ オンライン研修や勉強会、海外招へい者の講演・講義等で受講資格に制限がないものについては、若手職員を含め、幅広く受講機会を確保するようにしている。（全局部課）
- ・ 外部講師による講義録画について、法務局・地方法務局にも展開した。（訟務局）
- ・ 令和4年臨時国会提出法案の形式的事項のチェック作業に、局部課横断的に若手職員を従事させ、同職員に法案作成作業への理解を醸成した。また、令和5年通常国会提出予定法案においても同様の取組を実施している。（秘書課）
- ・ 人事交流者を対象に、矯正施設における実務修習や、空港における出入国審査及び在留審査窓口等の職場見学を実施している。（矯正局、出入国在留管理庁）
- ・ 保護観察所等の職員向けに作成している内部機関誌に、保護局出身の組織間人事交流者による交流先での業務紹介記事を掲載し、保護観察所等の職員が組織間人事交流先の業務を知る機会を設けている。（保護局）

2 人材育成（②業務上直接関わりのない職員とのワーキンググループ形成・討議機会の創出）

職員の意向に応じて、局部課内の係の垣根を越えてワーキンググループを結成し、組織横断的なテーマについて討議する機会を確保するなど、多様な背景を持つ職員同士で多様な意見を交換する機会を確保する。

- 正規の勤務時間の一部を活用して、幹部職員のサポートも受けながら、担当業務以外のテーマであっても、政策の企画立案・実行に寄与する活動を自らの発意で企画・提案し又は従事できる政策立案の制度（HOUMU MADE）を開始した。（秘書課）
- オフィス改革をテーマに係の垣根を越えて3つのワーキンググループを結成し、どのような職場で働きたいか、今のオフィスについて改善したい点はあるかなど意見交換を行った。（人事課）
- 係の垣根を越えて各補佐官でワーキンググループを形成し、事業の改善・廃止についての検討会議を実施している。（厚生管理官）
- 令和5年2月に、地方機関から転入1年目の若手職員による意見交換を実施する予定。（民事局）
- 「つなぐフォーラム」（闊達な議論や提案が生まれやすい組織風土を醸成することを目的とした保護局の主任・係員による更生保護行政に関する自由な意見交換の場）の取組を実施したほか、BBL（Best Team, Best Work and Leave No One Behind）アクションプランを策定し、保護局皆がひとつの「チーム」となって、一人一人が柔軟なアイデアや意見を安心して出し合えるような環境づくりを目指し、各プランの実行に取り組んでいる。（保護局）
- 本庁と地方官署において、業務上の必要な情報共有や意見交換等を行う連絡協議会を毎月1回実施しており、若手・中堅職員が活発に意見交換を行っている。（矯正局、出入国在留管理庁）

その他

オンライン会議環境の整備

- 法務本省内の各執務室や主要な会議室に、オンライン会議で利用するための無線アクセスポイントを設置して、安定した通信環境でオンライン会議を実施できるように執務環境を整備している。また、オンライン会議用端末の追加配備や、法務本省の全職員にアカウントを配布して利便性向上を図っている。（秘書課）